

東京都下水道サービス株式会社 【一般事業主行動計画】

東京都下水道サービス株式会社では、社員一人ひとりが仕事と家庭の両立を図れるようにするため、働きやすいより良い職場環境をつくるなど、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1

働きやすいより良い職場環境をつくるため、次世代育成支援に関する諸制度の更なる周知徹底を行う。

【対策】

社内研修やイントラネット等を活用し、育児参加休暇制度や育児時間休暇等の現行制度の更なる周知徹底を図る。(毎年度)

目標2

超過勤務による所定外労働時間を縮減し、社員の育児参加時間確保等への支援を行う。

【対策】

- (1) ノー残業デーを導入し、社内の超過勤務縮減を図る。(毎年度)
- (2) 年次有給休暇の取得状況を把握するとともに、通知等により社員への周知を図ることで取得率の向上を目指す。(毎年度)

目標3

若年層（大学生等）に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供を継続的に実施する。

【対策】

大学生の夏期休暇期間を利用して、インターンシップ制度を活用した就業体験機会の提供を継続的に実施する。(毎年度)

東京都下水道サービス株式会社 【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

東京都下水道サービス株式会社では、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2 内 容

目標 1

男女とも働きやすいより良い職場環境をつくるため、女性活躍推進法に関する諸制度の更なる周知徹底を行う。

【対策】

社内研修やイントラネット等を活用し、育児参加休暇制度や育児時間休暇等の現行制度の更なる周知徹底を図る。(毎年度)

目標 2

超過勤務による所定外労働時間を縮減し、社員の育児参加時間確保等への支援を行う。

【対策】

- (1) ノー残業デーを導入し、社内の超過勤務縮減を図る。(毎年度)
- (2) 年次有給休暇の取得状況を把握するとともに、通知等により社員への周知を図ることで取得率の向上を目指す。(毎年度)

目標 3

女性社員が管理職を目指すような環境づくりを目指す。

【対策】

女性管理職からワークライフバランス等、どのように対応してきたのか伝えることで、キャリアアップの意欲を女性社員に持ってもらう。(毎年度)